

## 伊勢市犯罪被害者等支援条例を制定しました



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギョつとちゃん」

伊勢市では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、その犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目的に「伊勢市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

### 《条例の基本的な考え方・主な取組み》

- ・社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
- ・総合的な窓口を設置し、犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行います。
- ・市民の皆さんに犯罪被害者等支援についての理解が深まるように、広報・啓発活動を行います。
- ・犯罪被害にあった直後の経済的な負担を軽減するため、犯罪被害者等に対し「支援金の支給」や「日常生活の支援」を行います。

### 《支援金・助成金支給の対象となる犯罪》

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪です。※令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害に限ります。

※故意による犯罪とは…殺人、強盗、傷害、強制性交等の故意により人を死傷させる犯罪行為です。

### 《支給の対象となる方》

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、伊勢市内に住所を有していた犯罪被害者ご本人及びご遺族。

犯罪被害者と加害者との間に親族関係があるとき等、給付対象外となる場合もありますので、詳しくはお問合せください。

## 【支援金と助成金の種類】

### 遺族支援金（30万円）

- ★犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族

### 精神療養支援金（2.5万円）

- ★犯罪行為によって、精神疾患（療養期間が3カ月以上かつ通算3日以上労務に服することができない）を負った犯罪被害者ご本人

### 重傷病支援金（10万円）

- ★犯罪行為によって重傷病（療養期間が1カ月以上かつ通算3日以上入院）を負った犯罪被害者ご本人

### 家事援助費用の助成

- ★調理・洗濯・住居の掃除及び整理整頓  
・生活必需品の買い物・通院等の介助
- ★【上限3,000円/時間×上限30時間】

### 一時保育費用の助成

- ★子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項）・一時預かり事業（同条第7項）・子育て援助活動支援事業（同条第14項）
- ★【上限3,000円/日×上限5日】

### 転居費用の助成

- ★犯罪行為に起因して転居する場合の費用  
・家具等の搬送に要する費用・敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料等
- ★【上限20万円】

### 家賃の助成

- ★犯罪行為に起因して転居した場合の新たな住居の家賃
- ★【月家賃の1/2：上限3万円×上限6カ月】

《問合せ先》伊勢市危機管理部危機管理課

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7-29

電話：0596-21-5524

E-Mail kikikanri@city.ise.mie.jp